

福祉医療制度のご案内

申請・問合せ 国保年金課医療年金係
☎内線3133

子ども・障がい者・ひとり親家庭など、医療費の保険診療分の自己負担を市が負担します。

対 象	要 件	申請に必要なもの
子 ども	0歳から中学校卒業の3月31日まで	被保険者証
重度心身障害者 高齢重度障害者	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳
	障害年金1級	年金証書
	特別児童扶養手当1級	証書
	療育手帳A・B1(B中)	療育手帳
	障害年金1級程度で年金を受給することができない人	所定の診断書
ひとり親家庭	下記のいずれかに該当し、現に18歳未満の子を扶養している人とその子(18歳になって最初の3月31日まで) ●配偶者と死別または離婚し、現に婚姻していない人 ●配偶者の生死が明らかでない人 ●配偶者から遺棄されている人 ●配偶者が海外にいるため、扶養を受けることができない人 ●配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている人	●戸籍全部事項証明書(謄本) ※本市に本籍がない人 ●転入者は、前住所地の所得証明書
	18歳未満の父母のない児童	父母のない事実を明らかにする証明

※いずれの申請も**被保険者証**が必要。要件を満たさなくなった場合は資格喪失

※入院時食事療養費、訪問看護、柔道整復師、治療用装具などの費用も含む(重度心身障害者・高齢重度障害者についての入院時食事療養費は、標準負担額減額認定証の提示またはマイナンバーカードによる電子資格確認により、一定の所得区分であることを証明した場合助成)

県内医療機関で受診

健康保険の被保険者証(保険証)と一緒に福祉医療費受給資格者証を医療機関の窓口で提示してください。保険適用の診療分を自己負担限度額まで市が負

担します。ただし、医療費が高額になったときに限度額適用認定証の提示や電子資格確認をできないと、いったん窓口でお支払いいただく場合があります。

県外医療機関で受診

受診や治療用装具を作成の際には、領収書を保管しておいてください。後日、市での手続きで自己負担した医療費を翌月以降に支給します。

下記に該当したら、手続きを忘れずに

- ・健康保険の変更
- ・障害の認定や等級の変更
- ※重度心身障害者・高齢重度障害者に限る
- ・同居や婚姻したとき
- ※ひとり親家庭に限る

ジェネリック医薬品のご利用を

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同等の効能があり、新薬より安価な医薬品で、自己負担額の軽減や医療費の節約につながります。医師や薬剤師に相談し、説明を受けてから利用しましょう。

急な発熱などに安心 #8000に電話を(携帯電話も可)

夜間や休日にお子さんの病気への対処方法や応急処置などを電話で相談できる「群馬こども救急相談」を利用してください。急な発熱、嘔吐、腹痛などで医療機関を受診すべきか迷ったときなど、経験豊富な看護師などが対応します。(医療行為となる診断や治療を行うものではありません)